

弁護士会の活動

「司法修習生に対する給費制存続を求める市民集会」の開催 —明日の「権利の守り手」を育てるために—

司法修習委員会 委員長 由良 登 信

1 市民集会の開催

和歌山弁護士会は、2010年11月1日から廃止されようとしていた司法修習生への給費制の存続を求め、地元選出の国会議員要請、県議会での意見書の採択、街頭宣伝活動、5000筆を超える署名活動に取り組んできました。そして、市民の皆さんに司法修習生への給費制が打ち切られるとどういうことになってゆくのかということを知っていただくとともに、一緒に給費制の必要性について市民の視点から考えていただくために市民集会を企画し、2010年8月6日（金）午後6時30分から8時30分まで和歌山市内にある県民交流プラザ「和歌山ビッグ愛」1階大ホールで市民集会を開催しました。当日、約140名の参加を得て、大盛況の集会となりました。

2 市民集会の内容

(1) 開会のご挨拶

この集會に、日本弁護士連合会「司法修習費用給費制維持緊急対策本部」担当の金子武嗣副会長が駆けつけてくれました。そして、開会にあたって、「給費制が廃止されると、お金持ちしか法律家になれない時代が来るかもしれない。借金を抱えると目

の前のことしか考えられず、お金にならない仕事をできなくなる」、「だから、市民の皆さんの方で、どういう法律家が欲しいのか考えて欲しい」と話され、全国各地で、①市民集会、②署名活動、③国会議員要請の3つの運動にとり組もうと呼びかけられました。

(2) ビデオメッセージ

続いて、宇都宮健児日本弁護士連合会会長が、ビデオによるメッセージを届けてくれました。宇都宮会長は、「今、日弁連が給費制を維持するために全力を上げて取り組んでいる」、「修習生だけの問題ではない。弱者に関心を持つ法律家が少なくなっただけでなく、市民の権利に関係してくる問題です」、「法曹が、経済的に裕福な人しかなくなるのかという大きな曲がり角に来ている」と訴えられ、市民の方も一緒に立ち上がり、闘っていただきたいと呼びかけられました。

また、石田真敏衆議院議員、岸本周平衆議院議員、西博義衆議院議員、玉置公良衆議院議員、世耕弘成参議院議員から祝電メッセージが届けられ、披露されました。



(3) 寸劇「CHANGE (変身)」

続いて、和歌山弁護士会の若手会員8人による寸劇「CHANGE (変身)」(シナリオ：仙台弁護士会)が上演されました。給費制が廃止された後の和歌山修習の修習生の生活や就職活動を描くものです。

アパートの入居申込書に収入無しと書いて断られて、ネットカフェ暮らしをしている司法修習生が主人公で、ロースクールの学費なども借りていて、修習が終わるころには1,000万円近くの借金となるので、弱い立場の人の役に立ちたいという初心を捨てて、借金の返済のために、弁護士の仕事をビジネスとして割り切ってゆくようになるというストーリーです。

出演者が役になりきって熱演され、25分間のこの劇で、笑いも出ながら、給費制の廃止が大変な結果をもたらすことが、見ている人によく分かったと思います。

(4) 基調報告「司法修習生が無給でいいの!？」

大阪弁護士会で給費制維持の問題を担当されている高橋司副会長に約30分にわたり法律家の養成や給費制についてご報告いただきました。「裁判官・検事・弁護士になるには、法科大学院を卒業し、司法試験に合格して、さらに1年間司法修習生とし

て修習を受け、修習修了を認定する試験に合格して、はじめて法律家として社会に出られます。修習生には修習専念義務が法律で定められていて、一切のアルバイトも禁止されています。これは、給与が打ち切られた後も同じです。

大学の学部時代と法科大学院での奨学金などの借金を有する者が修習を開始する時点で約半数にのぼり、その平均は300万円を超えています。今は、月額20万円余りの給与が支払われていますが、それが11月1日から打ち切られてしまうと、親からの援助を受けられない人たちは、さらに300万円ほどの借金加わり、修習を終わる時点で600万円程の借金を背負って法律家としてスタートすることになります。

6年前に裁判所法を改正して給費制廃止を決めたときは、弁護士になれば儲かって簡単に返済できるだろうと思われていたが、合格者を急激に増やしたことで、修習を修了しても弁護士として就職することが困難になっていて、あと4ヶ月後の12月に弁護士になろうとする新63期修習生の就職がまだ半分程度しか決まっています。そして、特に若い弁護士は、多くの収入が期待できない状況です。

弁護士は、市民を守るために、時には儲からない事件にも取り組まなければなりません。大きな負債を背負ってスタートすると、それができなくなるのではないかと心配です。現に、法律家の志願者が激減していて、特に社会人の中から法科大学院を志願する人が初年度の2~3割にまで激減しています。

弁護士は公務員ではありませんが、公共

的な役割を担っており、司法改革審議会の意見書でも、法曹は『国民の社会生活上の医師』とされています。医師については同じく平成16年に研修医のアルバイトを禁止し、国が月30万円の給与相当額を研修医を雇用する医療機関に援助する制度をつくりました。司法修習生は同じくアルバイトを禁止されながら、その同じ年に逆に給与を廃止することとされました。

正義を守り、国民の権利を守る法曹界に、有為な人材を集めなければなりません。給与制の廃止はそれを脅かす大きな誤りです。これは法律の問題だけではなく、市民の権利を適正に守る社会をどう作るか、それに国がどうお金を出すかという問題です。」



(5) パネルディスカッション「権利の守り手を育てるために」

基調報告を受けて、パネラーとして、富山信彦和歌山弁護士会会長、基調報告をされた高橋司氏、新人の太田達也弁護士（和歌山弁護士会）と市民からの参加者として田中千鶴子さんに登壇いただき、パネルディスカッションを行いました。コーディネーターは、司法修習委員会委員長の私、由良登信が務めました。

まず、富山会長は、司法試験を合格した

だけでは法律実務家としては不十分で、車の運転でいえば、学科を通っても、仮免をとって車を運転して、指導を受けながら道路へ出て走ってみることが必要であり、それが司法修習であると指摘されました。

そして、昨年12月に登録した太田弁護士は、「法科大学院時代はそれまでの貯えと親からの援助と奨学金を借りて授業料と生活費をまかなった。親しい友人はみんな奨学金を借りていて、法科大学院を卒業した年の秋から返済が始まるが、修習生の給与が出なくなると、貸与制でお金を借りて、それで返済をするしかなくなる」、「給与を廃止すると修習にも影響が出てくるのではないか」と述べられました。

田中さんは、26年間にわたって、多重債務者の救済と生活の立て直しに取り組んでこられた経験から、「手弁当でも市民と一緒に運動にも加わってくれる弁護士がたくさん育ってほしいと思っている」と述べられ、「修習生の給与が打ち切られると聞いてすごく驚いた。アルバイトも禁止されていて、アパートも借りられなくなるかもしれないというのは、これまで考えられなかったこと」と述べられました。

高橋氏は、「貸与制で借りると、裁判官と検察官は公務員給与の中から返すことになるが、弁護士は、返すお金を依頼者から支払われるお金の中から返すことになる。これまでの給費制は国民みんなで負担する制度であった。研修医は社会のインフラとして養成するということで国が給与を援助することにしたのであれば、法律家も同様にすべきだ」と述べられました。

そして、富山会長は、給費制廃止を決めた5年半前と状況が変わったとして、修習

生の借金の状況が最近になって把握され、貸与制になると借金のある人は600万円平均の借金を抱えて法律家としてスタートすることになることが認識されたこと、司法改革として法律家の需要も大きく広がりと言われていたのに、民事の事件数は増えていない、他方で合格者数を急激に増やしたため就職ができなくなっている、と指摘されました。また、法科大学院では実務に則した起案などもほとんどされていないと太田弁護士は述べ、当初法科大学院に期待した実務能力の養成はきわめて不十分であることがわかってきました。

最後に、田中さんが、給費制の維持を求める市民連絡会のスローガン「1年間フルタイムで拘束しておきながら、無給が許されるのか」、「金持ちしか法律家になれないの?」、「社会運動を支える知的財産・法律家を次代に継承するために」等を紹介し、「私たちもこれから運動を強めていきたい」と述べられ、パネルディスカッションを終えました。

(6) 閉会のあいさつ

富山会長が、市民の皆さんが今日の集会

にたくさん参加していただいたことに感謝し、市民の方に理解していただいて、司法制度の根幹にもかかわってくるこの問題の解決に向けて、市民のみなさんと一緒になって頑張っただけの決意を述べ、閉会しました。

3 給費制の1年間の継続実現

11月26日に司法修習生に対する貸与制の施行を1年間延期する法律が国会で可決され、即日公布されました。これにより、11月27日から司法修習が開始される新64期司法修習生に対して、従前どおり給費制が実施されることになりました。運動の成果として喜びたいと思います。

しかし、衆議院の附帯決議は、これからの1年間に「個々の司法修習修了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること」、「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」とされており、引き続き給費制完全復活の実現に向けた取り組みが求められています。